

八王子市公共下水道自費工事標準仕様書(現場編)

本使用は、八王子市公共下水道自費工事(下水道法第16条)を行う場合の標準仕様書である。なお、これになきものは東京都土木工事標準仕様書ならびに、八王子市下水道標準構造図集によること。

1 マンホールについて

- ①床付けは、タンパ又はランマ等で充分転圧をすること。
- ②基礎材(RC-40)は、指定の厚さに敷均し転圧をすること。(基礎幅、厚さは下水道標準構造図集によること)
- ③1号人孔の足掛金物は下流側に設置をすること。材質及び規格は下水道標準構造図集によること。
- ④マンホール蓋の開閉方向は足掛金物の設置位置側とする。
- ⑤マンホールの高さ調整については、原則として調整ブロックを使用し、調整部材(無収縮モルタル)と調整駒を使用すること。また、継ぎ目部の目地仕上げは、目地コテにて仕上げること。
- ⑥無収縮モルタルは受枠より上までは打設しないこと。(別図参照)
- ⑦インバートの形状及び勾配は下水道標準構造図集によること。また、会合部のインバート仕上げは、下流側の足踏み場を高くし流入水のはね上がりがないようにすること。
- ⑧転落防止梯子の設置基準は2号人孔以上、もしくはφ900用のマンホール蓋及びマンホールポンプ蓋に設置をすること。
- ⑨副管については、上、下管落差60cm以上に設置をすること。振止め金具は1.0mごとに設置をすること。

2 管きよについて

- ①基礎は原則として砂基礎とする。湧水等があり地盤が軟弱な場合は、まくら土台基礎とする。
- ②底面の地盤(床付け面)は掘りすぎ、こね返しをしないように管勾配に合わせて整地をすること。
- ③床付け面と基礎、管体と基礎を密着させること。
- ④基礎の材料に砂材を使う場合は、ゴミ、泥、有機物が混入していない物を使用すること。
- ⑤リブパイプを使用する場合の基礎材料は単粒度砕石(2種7号)を使用すること。
- ⑥管は原則として、下流から上流へ向かって布設し、管のソケット部を上流側へ向けること。
- ⑦埋戻しは、管頂10cmまで砂か2種改良土とし、それから路床面までは良質発生土か1種改良土とすること。
- ⑧埋戻しの方法については、管頂10cmまで人力投入とし管に衝撃を与えないように注意する。又、転圧は人力にて管の両側を均等に締め固(タコ等)めること。管頂30cmをこえる部分は、人力または機械投入とし20cm毎にタンパ又はランマにて十分に締め固めること。

3 取付管について

- ①管をつなぐ角度は本管に対して直角方向を基本とする。
- ②勾配については、10/1000以上とする。
- ③本管との接合は支管を使用すること。クラ型の支管を使用する場合は、ステンレス製支管止めバンドで本管に止めること。
- ④管の中心線は平面的には折れ曲がることのないように、又、縦断的にも急に折れ曲がることのないようにする。やむおえず曲げる場合は60° までとする。

4 接続柵について

- ①マルチインバート柵を使用すること。
- ②柵蓋については、八王子市指定の蓋を使用すること。
- ③柵蓋には柵番号を貼り付け、カバーは接着材で設置をすること。
- ④柵深は1.6mを最大とし、それを超える場合は事前に(公財)東京都都市づくり公社八王子下水道事務所維持係に相談をすること。

5 舗装について

- ①マンホールまわりの舗装については、別紙のとおり施工すること。
- ②舗装完了後は、マンホール蓋の掃除および黒スプレーで吹きつけ補修を行なうこと。

6 写真について

- ①写真撮影については、写真撮影要領及び撮影頻度(別紙参照)を参考に撮影すること。
- ②土被り等の計測目盛が明確にわかるように撮影すること。
- ③本管接続部分～取付管～背景が連続した写真になるように撮影すること。
- ④写真は工事写真帖にまとめ整理すること。

マンホールまわり舗装図

